

IASB 公開草案「保険契約」の概要

ASBJ 専門研究員 けんま まさる
駿馬 賢

I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2010年7月に公開草案「保険契約」（以下「本公開草案」という。）を公表した。コメント募集は11月30日に締め切られており、現在は寄せられたコメントを踏まえ、2011年6月に最終基準化することを目指して審議が行われている。

以下では本公開草案の概要を述べるが、意見にわたる部分は私見である。

II 保険契約プロジェクトの概要

保険契約に関するプロジェクトは1997年に開始されたが、2005年に国際財務報告基準（IFRS）を採用する多数の保険会社に間に合うように完成することは実現可能ではなかったため、IASBはこのプロジェクトを2つのフェーズに分割し、2004年にIFRS第4号「保険契約」を公表することによりフェーズIを完了した。

IFRS第4号は暫定的な基準であり、多様な既存の会計慣行を使用し続けることを容認しているため、比較可能性及び透明性に欠け、保険者の財政状態及び財務業績について目的適合性のある情報を提供していないという問題点がある。

このため、保険契約についての認識、測定、表示及び開示の規定を取り扱う高品質な基準を開発することを目的としたフェーズIIの検討を開始し、2007年5月にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」（以下「DP」という。）を公表した。IASBはDPに対して寄せられたコメントを検討し、本公開草案を公表した。

なお、米国財務会計基準審議会（FASB）も2008年から本プロジェクトに参加し、共同プロジェクトとして開発が進められているが、FASBはいくつかの領域でIASBと異なる結論に達しており、本公開草案はIASB単独で公表された。FASBは関係者から追加的なインプットを要求するために、IASBの提案、FASBの暫定決定、及びこれらの各モデルと現行の米国会計基準（US GAAP）との比較を示したディスカッション・ペーパーを2010年9月に公表した。

III 適用範囲

1. 範囲

本公開草案は以下のものに適用される。

- (1) 発行する保険契約（再保険契約を含む）及び保有する再保険契約
- (2) 発行する金融商品で、裁量権のある有配当性を含むもの

なお、本公開草案は保険会社に限定したのではなく、上記の契約を発行する保険会社以外の企業も本公開草案を適用する。

2. 範囲の除外

次の取引は、本公開草案の適用対象外となる。

- (1) 製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証（IAS 第 18 号「収益」及び IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の対象）
- (2) 従業員給付制度による事業主の資産及び負債
- (3) 契約上の権利又は契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用又は使用権を条件とするもの
- (4) 製造業者、販売業者又は小売業者が提供する残価保証、及びファイナンス・リースに組み込まれた借手の残価保証
- (5) 固定料金のサービス契約で、サービスの提供を主要な目的としているが、サービスの水準が不確実な事象に左右されるため、サービス提供者がリスクに晒されるもの
- (6) 企業結合で支払うか又は受け取る条件付対価
- (7) 企業が保有する元受保険契約（すなわち、企業が保険契約者である元受保険契約）

また、本公開草案は保険契約者の会計処理について、再保険契約の出再者（再保険契約における保険契約者）によるものを除き、取り扱っていない。

3. 定義

保険契約及び関連する用語は、以下のとおり

定義されている。

保険契約：一方の当事者（保険者）が、もう一方の当事者（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約

保険リスク：財務リスク以外のリスクで、契約保有者から契約発行者に移転されるもの

財務リスク：特定の利率、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数、又はその他の変数のうち、非金融変数の場合にはその変数が契約の当事者特有のものでないもので、1つあるいはそれ以上の、起こり得る将来の変動リスク

なお、金融保証契約についても、上記の保険契約の定義を満たす場合には保険契約の会計処理を適用する¹。親子会社間の保証、共通支配下にある企業間の保証なども例外ではない。

IV 測定モデル

1. 提案モデルの概要

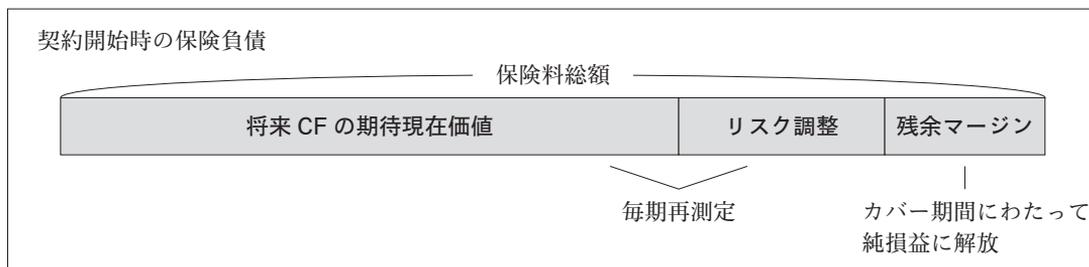
一部の短期契約を除くすべての種類の保険（及び再保険）契約について、次の合計額で測定する（図表 1 参照）。

- (1) 履行キャッシュ・フローの現在価値（次のビルディング・ブロック²から構成される）
 - ① 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将

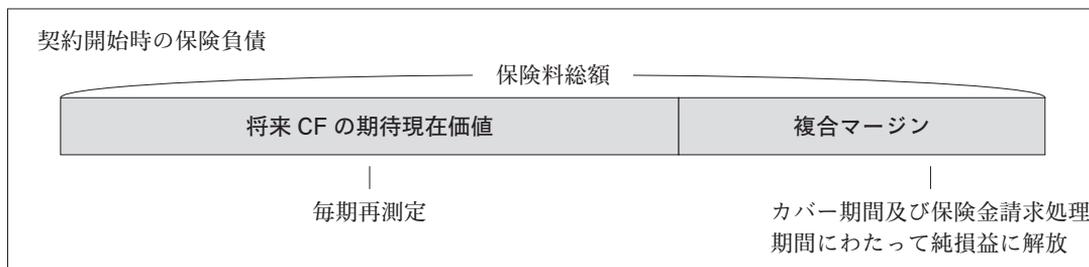
1 現行 IFRS 第 4 号では、契約発行者が過去に当該契約を保険契約として取り扱うと明確に宣言しており、保険契約に適用する会計処理を行っている場合には、保険契約会計を適用することを許容しているが、他の企業には IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」が適用される。IAS 第 39 号では、金融保証契約は当初公正価値で測定し、事後測定は(a)IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」により要求される金額と、(b)当初認識した金額から IAS 第 18 号「収益」に従った償却累計額を控除した額、のいずれか高い方とすることが定められている。

2 この 3 つと(2)の残余マージンを合わせ、4 つのビルディング・ブロック・アプローチと呼ばれる。

【図表 1】 保険負債の金額のイメージ（保険料一括前払い契約の場合）



【図表 2】 複合マージン・アプローチのイメージ（保険料一括前払い契約の場合）



来キャッシュ・インフローを控除したものの、明示的で、バイアスのない、確率で加重された見積り

- ② 当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率
- ③ 将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響の明示的な見積り（リスク調整）

(2) 契約開始時の利得を排除する残余マージン
 なお、FASB はディスカッション・ペーパーにおいて、リスク調整を明示的に見積るのではなく、将来キャッシュ・インフローとアウトフローの現在価値の差額を複合マージンとするアプローチを予備的見解として示している（図表 2 参照）。

2. 将来キャッシュ・フローの見積りについて

履行キャッシュ・フローの現在価値の算定に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りについては、以下のことが求められている。

- (1) 現在の見積りである（毎期再測定する）。
- (2) 保険契約のポートフォリオ・レベルで見積

る。

- (3) 市場参加者の視点ではなく、企業の視点を反映する。ただし、市場変数については、観察可能な市場価格と整合的である。
- (4) すべての利用可能な情報を使用する。
- (5) 既存の契約から生じるキャッシュ・フロー（すなわち、契約の境界線内で生じるキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフロー）のみを含む。
- (6) 有配当給付から生じる支払も、他のキャッシュ・アウトフローと同様に期待現在価値ベースで見積りに含める。

3. 契約の境界線

将来受領する予定の保険料及び関連するキャッシュ・フロー（例えば、保険金や損害調査費用）については、保険者が保険契約者に保険料の支払を強制できるか、当該保険料が契約の境界線内に属する場合にのみ、保険契約の測定に含めなければならない。既存契約と将来契約を区分する境界線は、次のいずれかの時点である。

- (1) 保険者はもはや補償を提供することを要求

されない。

- (2) 保険者に特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力があり、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる。

なお、保険契約者の将来の行動（解約、継続など）は、期待値ベースで将来キャッシュ・フローの見積りに反映させなければならない。

4. 割引率

将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する際には、次のことが求められる。

- (1) 保険契約のキャッシュ・フローが特定の資産の運用成績に依存していない場合、リスクフリー金利に流動性の調整を加えた割引率を使用する。
- (2) 保険契約のキャッシュ・フローが特定の資産の運用成績に依存している場合、保険契約の測定は、その依存関係を反映しなければならない。
- (3) 保険者の不履行リスクは反映しない。

(1)の流動性の調整については、一般的に確立された算定方法がないという指摘があるが、原則主義のアプローチとして適切でないことから詳細なガイダンスは提供されていない。

5. リスク調整

保険契約の測定には、将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性を反映するために、リスク調整を含めなければならない。リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額であるとされている。リスク調整を見積るための技法は、比較可能性の観点から、広く理解され、実務である程度適用されている次の3つに限定することが提案されている。

- (1) 信頼水準（Value at Risk (VaR)）

- (2) 条件付きテール期待値（conditional tail expectation (CTE)）

- (3) 資本コスト技法

リスク調整の測定は、ポートフォリオ・レベルの集約（すなわち、類似したリスクに晒され、プールとして一緒に管理される契約のグループ）で行う。したがって、ポートフォリオ内の分散効果は反映されるが、ポートフォリオ間の分散効果は反映されない。

なお、リスク調整は每期再測定することが求められている。

6. 残余マージン

DP に対しては、収益認識プロジェクトと同様に、契約初日に利得を認識すべきではないというコメントが多数寄せられたことから、本公開草案では初日の利得を排除するために、保険契約の当初認識時に、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値から〔将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値＋リスク調整〕を控除した金額を、残余マージンとして保険負債の測定に含めることが提案されている。

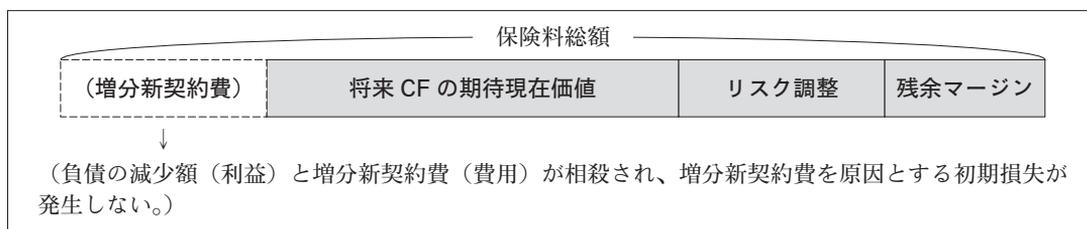
残余マージンは負の値にはなり得ないとされている。すなわち、〔将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値＋リスク調整〕が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値を超過する場合には、初日の損失を認識することになる。

認識された残余マージンは、カバー期間にわたって規則的な方法で純損益に収益（income）として解放される。

7. 新契約費の取扱い

保険契約の測定にあたり、増分新契約費を契約キャッシュ・フローの一部として含める。増分新契約費とは、保険者がその特定の保険契約を発行していなかったとすれば発生しなかったであろう当該保険契約の販売、引受及び開始のコストであり、代理店手数料や営業職員の歩合

【図表 3】 契約開始直後（増分新契約費発生直後）の保険負債の金額のイメージ（保険料一括前払い契約の場合）



給与が典型例である。この取扱いの結果、これらのコストは契約開始時に費用として認識されるのではなく、残余マージンの解放を通じて、カバー期間にわたって純損益に影響することとなる（図表 3 参照）。

などが含まれる。これらの構成要素が保険カバーに密接に関連していない場合には、保険要素から区分して他の会計基準（例えば、金融商品）に基づいて会計処理する（これを「アンバンドリング」という）。

V その他

1. 測定値の変動

保険契約の測定値の変動は、すべて純損益に認識する。

2. 短期保険契約の責任準備金についての修正された測定

カバー期間がおおむね1年以下であり、キャッシュ・フローの変動性に著しく影響を与える組込デリバティブを含んでいない契約については、責任準備金（保険事故発生前負債）を、保険料をカバー期間にわたって配分することによって測定する（未経過保険料アプローチ）。これは、原則的な測定方法に類似した結果をより低いコストで達成する合理的な近似値とされているが、比較可能性を確保するために、条件を満たすすべての短期契約に当該アプローチを適用することが要求される。

3. アンバンドリング

保険契約の構成要素には保険以外の要素（例えば、預り金要素、サービス要素、デリバティ

4. ユニット・リンク契約

ユニット・リンク契約とは、給付の一部又はすべてが、内部又は外部の投資ファンドのユニット価格によって決定される契約であり、変額契約とも呼ばれる。ユニット・リンク契約から生じる収益及び費用、基礎となる資産プールから生じる収益及び費用については、単一の表示科目として表示し、保険者の他の保険契約負債、他の資産から生じる収益及び費用と混合してはならない。

5. 再保険

出再者（再保険契約における保険契約者）は、元受保険契約と同様の原則を適用して再保険契約を測定する。残余マージンが負の値となる場合（すなわち、将来キャッシュ・インフロー（再保険回収）の期待現在価値+リスク調整が、将来キャッシュ・アウトフロー（支払再保険料）の期待現在価値を超過する場合）、出再者は再保険契約の当初認識時に当該金額を利得として認識する。

出再者が受け取る再保険手数料は、再保険者への出再保険料の減額として処理する。

再保険資産と関連する保険契約負債、再保険

収益及び費用と関連する保険契約の費用及び収益を相殺表示しない。

6. 包括利益計算書の表示

ビルディング・ブロックを用いて保険契約を直接的に測定する測定モデルと整合的な表示モデルとして、保険契約の測定値の変動を報告する要約マージン・アプローチが提案されている。このアプローチでは、保険料収益や、保険契約の測定に含まれる費用（保険金支払等）は表示されない（図表 4 参照）。

【図表 4】 要約マージン・アプローチによる包括利益計算書のイメージ

	Y1	Y2
リスク調整	300	200
残余マージン	100	100
引受マージン	400	300
実績調整	△50	100
見積りの変更	△50	0
保険引受損益	300	400
投資収益	500	300
保険負債に係る利息	△200	△150
利息及び投資の純額	300	150
非増分新契約費、間接費等	△100	△80
純損益	500	470

【図表 5】 求められる開示内容の例

財務諸表で認識されている金額についての情報	<ul style="list-style-type: none"> 期首から期末までの契約残高の調整表（保険契約負債、保険契約資産、リスク調整、残余マージン、再保険資産、再保険資産の減損） 測定を行うのに用いた手法及びインプット（手法及び見積りプロセス、インプットの変動の影響、インプットの測定の不確実性分析）
リスクの性質及び程度についての情報	<ul style="list-style-type: none"> リスク・エクスポージャー リスク管理の目的、方針、過程、管理手法 上記の前期からの変更点 保険者の経営における規制上のフレームワークの影響についての情報 総額ベース及び純額ベースでの、（例えば、再保険による）リスク軽減の前後における保険リスクの情報 再保険契約等から生じる信用リスクについての情報 流動性リスクに関する情報（満期分析等） 市場リスクに関する情報（感応度分析等）

7. 開示

財務諸表の利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解するのに役立つように、財務諸表に認識されている金額についての情報、並びに、リスクの性質及び程度についての情報の開示が求められる（図表 5 参照）。

8. 経過措置

本公開草案を適用する前から保有している保険契約については、遡及処理するのではなく、表示される最も古い期間の期首現在で、保険契約の各ポートフォリオの履行キャッシュ・フローの現在価値で測定する。したがって、当該契約の残余マージンはゼロとなる。

繰延新契約費、及び、過去に認識した企業結合で引き受けた保険契約から生じた無形資産については、認識の中止を行う。

保険者が本公開草案を最初に適用する時に、表示される最も古い期間の期首現在で金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するように指定することが認められる。ただし、そうすることによって測定又は認識の不整合が解消又は大幅に軽減される場合に限られる。

上記の処理に対応して、表示される最も古い期間の期首の利益剰余金を修正する。